

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

窓口負担額が変わります

10月1日から、後期高齢者医療制度の加入者[■]で一定以上の所得がある人は、現役並み所得者を除き、医療費の窓口負担が2割になります。

変更の対象となる人は、県内の後期高齢者医療加入者全体の約14%です。

■後期高齢者医療加入者とは、75歳以上の人または65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた人です。

見直しの背景

- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約40%は現役世代(子や孫)の負担となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

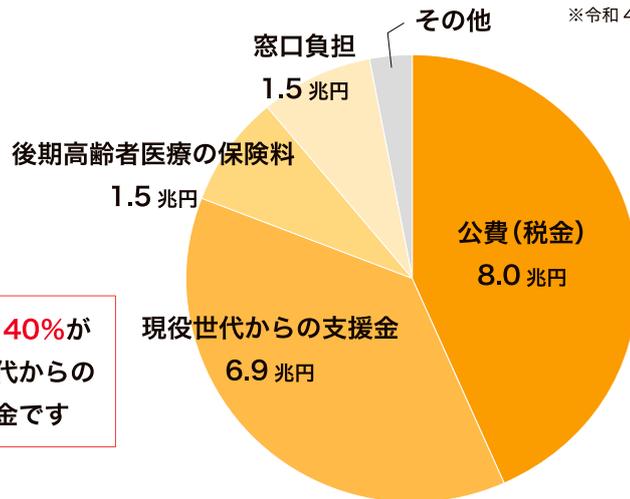
9月30日まで

区分	医療機関窓口での負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者	1割
低所得者	1割

10月1日から

区分	医療機関窓口での負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者のうち一定以上の所得がある人	2割
一般所得者	1割
低所得者(住民税非課税世帯など)	1割

75歳以上の後期高齢者の医療費 財源内訳(総額18.4兆円)



およそ40%が現役世代からの支援金です

現役世代からの支援金の増加



約300万人増加

75歳以上人口の増加

